

岩手県告示第522号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

令和3年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市中太田新田、下太田沢田、榊及び下川原等区内
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年6月28日から令和4年3月17日まで
- 3 実施する公共測量の種類 4級基準点測量及び街区・画地出来形確認測量